

栃木市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定例監査を、栃木市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定に基づき、結果の報告を次のとおり公表します。

令和5年5月1日

栃木市監査委員 福地 武司

栃木市監査委員 古澤 ちい子

1 監査の種類

定例監査（財務監査及び行政監査）

2 監査の対象及び期間

(1) 産業振興部

商工振興課 観光振興課 農業振興課 農林整備課  
産業基盤整備課

令和4年11月28日から令和4年12月26日まで

(2) 農業委員会事務局

令和4年11月28日から令和4年12月26日まで

(3) 都市建設部

道路河川整備課及び治水対策室 道路河川維持課 都市計画課  
市街地整備課 公園緑地課 建築住宅課 建築指導課

令和5年1月5日から令和5年1月26日まで

(4) 上下水道局

上下水道総務課 水道建設課 下水道建設課

令和5年2月16日から令和5年3月15日まで

3 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は適正かつ効率的・効果的であるか。経費節減に努めているか。
- (2) 入札等の手続は適正かつ適切に行われているか。競争性は確保されているか。また、契約事務は適正で契約内容に不備はないか。
- (3) 公有財産、物品等の管理は適切に行われているか。
- (4) 現金の取扱いがある部署において、その保管、管理等が適切に行われているか。また、現金取扱いのルール、チェック体制等の内部統制が有効に機能しているか。
- (5) ルールは守られているか。組織的なチェックが適切に行われているか。ミスを事前に発見する仕組みそのものに不備はないか。ルールは目的を果たしているか。
- (6) 各地域間でばらつきのある事務事業について、均衡のとれた制度、統一的な基準を検討しているか。

#### 4 監査の実施内容

事務事業の執行について、あらかじめ提出を求めた資料、関係帳簿類及び証ひょう書類の閲覧及び突合の手続により点検及び確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し、質問を行うことにより実施した。

## 5 監査の結果

### (1) 産業振興部

#### ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められたが、一部に次のとおり是正又は改善が必要である事項が見受けられた。

#### イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

#### ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項はみとめられなかった。

#### エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

### (2) 農業委員会事務局

#### ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

#### イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

#### ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、一部の切手の購入につき切手出納簿への記載がなされていなかった事案その他軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善又は修正を行うよう口頭で注意した。

#### エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

### (4) 都市建設部

#### ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

#### イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

#### ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(5) 上下水道局

ア 総括

1から4に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、上下水道事業徴収業務委託契約の契約方法その他軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善又は修正を行うよう口頭で注意した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。